

2013. 11. 21締結

2016. 11. 10改訂

## 東北ブロック支援体制協定

I 目的 本協定は様々な災害に対する日頃の備え及び被災施設が発生した場合の支援体制について定めるものである

II 協力 本協定に賛同署名した東北ブロック施設協議会加盟施設（以下、署名施設）は、本協定に則り、可能な範囲で支援協力する  
本協定への署名は強制ではないが、全施設の署名を前提とする。  
なお、支援内容について、留保すべき条項について、申し出ることができ、本協定はそれを認める

III 支援対象 支援対象は本協定署名施設に限るものではなく、支援計画に沿って判断された対象（地域・エリア・施設・個人等）に対して行う

## IV 支援体制

### 1) 支援の前提

全国身体障害者施設協議会（以下、身障協）及び隣接ブロック等からの支援が届くであろうと考えられる被災後およそ10日間（各施設・事業所で3日間の対応、ブロックで7日間の支援を想定）をめどにした支援体制構築を目指す

### 2) ブロック災害対策本部（以下、ブロック本部）及び被災県・エリア現地対策本部（以下、現地本部）の設置と役割

#### i) ブロック本部及び現地本部の設置

①会長（又は副会長）は災害の発生後24時間をめどに各県協議員と連絡を取り合いブロック本部設置の是非を判断し、周知する

②ブロック本部となる施設（場所）は、被災県・エリアの当該協議員等（当該協議員施設が被災した場合は被災県・エリアの他施設。以下同義）と協議の上、会長（又は副会長）が決定し、周知する

③ブロック本部となる施設（場所）は、被害がないか、あっても極めて軽微で、被災エリア（現地本部）・身障協本部・隣接ブロック等との連携の容易さ等を基準に決定する

④同時に会長（又は副会長）は被災県・エリア当該協議員等と協議の上、現地本部の設置の是非、施設（場所）を決定し、周知する

⑤現地本部は被災施設又は被災県に最も近く、被害が軽微でブロック本部との連携

が比較的容易な施設（場所）を基準に決定する

ii) ブロック本部の役割と体制

①役割

ア) ブロック本部は、現地本部と密に連携をとり、現況・被害状況を把握する

イ) ブロック本部は現地本部の後方支援として、ブロック内外の施設・協議員・隣接ブロック・身障協・関係機関等との一元的連絡窓口を担い、被災エリア（現地対策本部）の負担を軽減し、支援連携の拠点として、支援ニーズを把握し、支援のコーディネートを行う（被災地以外への状況報告等）

ウ) ブロック本部長は現地本部の要請を踏まえ、支援内容に則り、支援について判断実行する

但し、必要かつ可能な範囲で会長（又は副会長）と協議するものとする。

エ) 被害状況の把握が困難な場合は、ブロック本部長の判断で支援を開始する

②体制

ア) ブロック本部長はブロック本部となった施設の協議員が担う

イ) 尚、ブロック本部に会長（又は副会長）が常駐可能な場合は、状況に応じて会長（又は副会長）がブロック本部長を担う

iii) 現地本部の役割と体制

①役割

ア) 被災施設・被災エリア・被災県と直接連携・連絡をとり、被害の状況を把握、直接支援のための一元的な窓口（連絡体制を確保する）を担い、被災施設・被災エリアを状況によっては24時間体制で直接フォローする

イ) 被害状況の把握が困難な場合は、現地本部長の判断で支援を要請する

②体制

ア) 現地本部長は設置された当該施設の施設長が担う

尚、現地本部長に会長（又は副会長）又は被災県協議員が常駐可能な場合は、状況に応じて会長（又は副会長）又は被災県協議員が現地本部長を担う

イ) 現地本部長は被災施設又は被災エリアと常に密接に連絡・連携をとり、被災状況の把握に努め、ブロック本部長へ報告・伝達・支援要請を行う

iv) ブロック本部と現地本部等関係

被災県・施設 ⇔ 現地対策本部

↓

ブロック災害対策本部 ⇔ ブロック内協議員・各施設（被災エリアを除く）

↓

身障協 ・ 隣接ブロック（北海道・関東）・その他関係機関

v) 連絡体制（手段・方法）

①連絡網の作成（②全手段について情報を共有する）

- ア) 身障協及び隣接ブロックとの連絡網の策定
- イ) ブロック内の連絡網の策定
- ウ) 各県内の連絡網の策定

②手段（下記手段を活用）

- ア) 固定電話及び携帯電話
- イ) 衛星電話（普段は各県協議員施設に設置→災害発生時は被災施設・現地本部・ブロック本部への移動を図る）
- ウ) PCメール及び携帯メール（オフィシャルツイッター・フェイスブック等含）
- エ) 身障協ホームページの活用＝現況を全国の会員施設が見られるように、ブロック本部→身障協→会員施設という情報の流れを確立する

3) 支援内容（事業継続支援）

- i) 各県・各施設において防災・支援計画及び事業継続支援を策定することを期待すると同時に、東北ブロックとしても、そのための研修・協議を実施する

ii) 物資支援

①基本方針

- ア) 隣接ブロック及び身障協からの支援が届くのが被災10日後と想定
- イ) その間の支援を集中的に行える物資の備蓄を目指す
- ウ) 被災施設等が地域の避難所（福祉避難所を含）となりうる可能性もあること、また、日頃よりの地域との関係・社会貢献を踏まえ、近隣住民への支援も想定する。

②物資備蓄

- ア) 署名施設は毎年備蓄リスト（フォーマット）を作成し、ブロック事務局に提出する
- イ) ブロック事務局は署名全施設の備蓄マップ（地図上に連絡網・備蓄一覧・距離等明示）を作成し、全施設に配布する
- ウ) 被災施設・現地本部の支援要請に基づき、ブロック本部は備蓄リスト及び備蓄マップ等を参考に、署名施設に対しての支援要請を行う  
要請を受けた署名施設は可能な範囲で、物資の支援を行う
- エ) 被災後の不足物資の確保

隣接ブロック及び身障協等の支援の遅れ等による備蓄物資の不足、また備蓄物資以外の物資の必要・確保については、その都度現地本部及びブロック本部の協議によって判断、迅速に対応する。ブロック本部は署名施設に対して、その確保の依頼を行い、支援に滞りが生じないようにする

◎その経費は署名施設の立替えとし、後日東北ブロック災害支援基金にて清算する

iii) 人的支援（派遣等）

①基本方針

- ア) 常に各施設1名1週間を想定し、いつでも派遣できる体制準備を整える
- イ) 派遣費用（\*）は災害救助法・東北ブロック災害支援基金・全国災害基金等を活用し、派遣施設の負担としない（保険の加入も含め）  
（\*）派遣費用とは往復の交通経費・宿泊費・食費・保険料を想定し、他に必要な経費が発生した場合の対応は、正副会長の判断とする（時間的に余裕があれば協議員全員の意見聴取の上、正副会長にて判断）
- ウ) 派遣時におけるケガ、病気、アクシデントの責任は基本的にブロック及び派遣施設とし、その対応に万全を期す（保険の加入＝ブロック負担も含め）
- エ) 1人の派遣について、派遣期間の基本を1週間とし、事情によって、現地本部の依頼により、ブロック本部・派遣施設了解の下、延長を可とする（負担の軽減と交代のタイミングを明確にする）

②派遣手順

- ア) 派遣要請を受ける（職種・人数・男女・期間等）  
◎被災施設（現地本部）→ブロック本部
- イ) 要請を受けたブロック本部長は、事前に各支援県を通して、派遣体制（派遣開始可能時期・期間・職種・男女等）の把握に努め、要請と同時に事前情報を下に、派遣依頼を行う

iv) 利用者・入居者の避難受け入れ体制の整備

- ①平時より受け入れ可能な人数等を備蓄リストと共に把握し、全施設にて共有する（処遇のあり方は各施設の判断とし、それに基づき人数を算定）
- ②受け入れ経費は東北ブロック災害支援基金より拠出
- ③受け入れ手順

- ア) 受け入れ要請を受ける（男女別人数・状態像の把握）  
◎被災施設（現地本部）→ブロック本部
- イ) 要請を受けたブロック本部長は、事前に各支援県を通して、受け入れ体制（受け入れ開始可能時期・期間・人数・男女・状態像等）の把握に努め、要請と同時に事前情報を基に、派遣依頼を行う

v) 移動・輸送方法（人員・物資）

①輸送手順・ルート等の確保

- ア) 各県において、隣接県等への支援を想定し、輸送（人員・物資）ルート及び輸送手段について検討（シミュレーション）を行い、輸送計画案を作成し備蓄リストと共に全県において共有する

イ) 緊急車両指定等について

- ◎通行上の便宜及び燃料確保の視点から緊急車両指定を申請する
- ◎身障協を通じて優先的に（スムーズに）指定されるよう事前の働きかけを行う
- ◎各県においても関係当局に働きかける

②輸送経費等

- ア) 基本的に支援施設にて負担をお願いする
- イ) 経費抑制及び負担の分散、更に運転・移動リスクの軽減等を図るため、ブロック本部において再調整を行う  
(例 今後支援が長期に渡り継続されると判断すれば、近隣施設から支援を開始すると同時に、遠方施設から近隣施設へ予め運び込みを開始しておくなど)

vi) 財政支援

- ①一定程度落ち着いた段階で、被災施設に対し、必要に応じてブロックとして厚労省・身障協等への支援を要請する
- ②また、ブロックにおいて支援金や東北ブロック災害支援基金等の状況を勘案して、財政支援基準を設定の上、施設長会議にて協議の上決定する

## V 東北ブロック災害支援基金

### 1) 前提

- ◎10日間のブロック内支援経費について定める
- ◎それ以降の経費等については、国・自治体・身障協等の支援も併せて改めて検討

### 2) 使途（必要性）

#### i) 物資購入

- ①各施設において備蓄されている物資以外の物資購入費
- ②隣接ブロック・身障協への支援を依頼すると同時に、可能な範囲で確保

#### ii) 人員派遣経費（試算 1日3人×1人5万円×10日間＝約150万円想定）

- ①往復の交通経費（燃料費）・宿泊費（上限設定）・食費（上限設定）・保険料

#### iii) 避難者の受け入れに係る経費

- ①移動及び滞在中の食費等経費

試算 滞在費50人×3000円×10日で150万

- ②避難時の同行職員の給与等は含めない

### 3) 必要額（試算）

- i) 使途 人員派遣試算150万+受け入れ試算150万+物資購入費200万の合計500万円を基金として積み立てる

### 4) 財源

- i) 2013年度予備費より350万を拠出

- ii) 2015年度繰越より 150万を拠出（基金合計500万円に）
- iii) 使用後、基金目標額を下回った場合は、その時のブロック収支決算を見ながら、補充方法を検討
- 5) 各支援施設において負担願うもの
  - i) 備蓄リストに基づいて備蓄をお願いする物資費用
  - ii) 災害支援のための輸送経費
- 6) 各支援施設において立替願うもの
  - i) 入居者・職員の避難受け入れ時の送迎経費

## VI 訓練の実施（シミュレーション）

- 1) 1年に1回程度、想定を設け実施
  - ◎シミュレーション等を通して本協定及び支援体制の見直しを行う
- 2) 訓練内容
  - i) 連絡体制の確認
  - ii) 備蓄リスト確認（提出）
  - iii) 輸送シミュレーション
  - iv) 派遣シミュレーション
  - v) その他

## VII 各県の体制整備及び隣接ブロックとの防災・支援協定の締結

- 1) 本協定に基づき、各県において連絡体制等体制を整備する
- 2) 他のブロックとの防災・支援協定を締結する  
今後、支援が必要になった場合は協定に基づき、正副会長又は協議員会議の判断にて、支援を実施する  
なお、実施後に全施設に（又は直近に開かれる施設長会議等にて）報告の上、了承を得る
- 3) その他、協定を結んでいない場合も必要に応じて支援について協議員会議において協議の上、支援を実施できるものとする  
支援を実施する場合は、できるだけ早急に全施設にその旨を周知する  
なお、実施後に全施設に（又は直近に開かれる施設長会議等にて）報告の上、了承を得る
- 4) 各施設において事業継続についての検討を要請する

## VIII 署名施設

- 1) 本協定に賛同し、協力可能な施設は署名を行う
- 2) 但し、何らかの事情で本協定に示された内容に協力出来なくなった時点で、署名は

取り消すことができる。

- 3) また、毎年事業計画策定時に各施設に意思確認を行うと共に、防災・支援の意識喚起を行う